鳥 羽 市 全 員 協 議 会 会 議 録

令 和 ６ 年 １ ２ 月 ６ 日

○出席議員（１２名）

１番	世古雅人	２番	山本欽久
４番	瀬﨑伸一	５番	南川則之
６番	濱口正久	７番	山本哲也
８番	河村　孝	９番	戸上　健
１０番	木下順一	１１番	坂倉広子
１２番	尾﨑　幹	１３番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

・中村市長、立花副市長

・勢力総務課長、寺田補佐、山本補佐

・世古税務課長、上村補佐

・高村建設課長、木田補佐、濱﨑室長、重見副室長

・小竹教育長

・岡本教委総務課長、寺本補佐、天田係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井　太	次長兼議事総務係長	平山智博
議事総務係書記	岡村なぎさ		

（午前１０時０６分　再開）

○河村　孝議長　皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項１、執行部からの報告事項について。

①人事案件（固定資産評価審査委員会委員１人）についてであります。

本案件は人事案件であることから、鳥羽市議会の運営に関する基準により、非公開として取り扱い、インターネット配信を行いません。事務局は配信を停止してください。

（地方自治法第１１５条による会議録非公開部分）

○河村　孝議長　ないようですので、この件は終了いたします。

ただいま取扱いの人事案件につきましては、１２月１６日に追加上程し、同日に表決となります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

（午前１０時０９分　休憩）

（午前１０時１１分　再開）

○河村　孝議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、事項書②裁判の結果報告についてであります。（土地総有権確認等請求事件）であります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

市長。

○中村市長　続きまして、皆様にご報告いたしたい案件は裁判の結果でございます。

既に新聞にも掲載されましたので、皆様ご承知のことと存じますが、昨年８月７日会議にてご可決いただき、最高裁判所に対して上告及び上告受理の申立てを行っていた件につきまして、１１月２７日付で上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定の文書が代理人宛てに翌２８日に届きました。本市の主張が認められず、誠に残念であり、議員並びに市民の皆様に遺憾の意を表明させていただきます。

今後につきましては、必要に応じて弁護士と相談しながら対応していきたいと考えております。また、砕石の件につきましては、この裁判とは直接関係するものではありませんので、認可権者である三重県の指導監督の下、緑化を含め、安全対策が着実に履行されるよう見守っていきます。

以上、報告とさせていただきます。

○河村　孝議長　説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

戸上議員。

○戸上　健議員　所有権が市から町内会へ、ほかへ移るという最高裁の判決だというふうに思うんですけれども、それで間違いありませんか。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　間違いございません。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　そうなると今まで砕石についても所有権者である市長の意見というのが求められたというふうに思うんです。今後はそういうものはもう一切なくして、町内会と県、もしくは砕石業者とで進めることができると、法的には進めることができるということなんでしょうか。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　そのとおりでございます。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　今後の鳥羽市の取組方向といいますか、一定程度修正を余儀なくされるというふうに思うんですけれども、緑化監視委員会か、副市長をトップとするそういうものがあって、絶えず監視を努めてきました。そういうことも含めて、もう一遍、この最高裁の判決を受けて取組状況について、再吟味が必要だという理解でよろしいでしょうか。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　その件も含めて、今後検討させていただきます。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　これ、１１月末に最高裁の判決が出て、所有権を速やかに移転せいということになったわけですわね。だからもう最高裁の判決だから、もうそれに従わざるを得ないというふうに思うんです。それを受けて、今後、鳥羽市としてはどういう方向で、どういう段取りでどういう見通しでいくのかというのを市民にも議会にも報告していただく必要があろうかというふうに思うんですけれども、そのめどはいかがでしょうか。こういう段取り、スケジュールで考えておるというのがありますでしょうか。まだ、そこまで至っていないでしょうか。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　まだ、そこまでは至っておりません。

○戸上　健議員　分かりました。

以上です。

○河村　孝議長　他にございませんか。

南川議員。

○南川則之議員　ちょっと確認なんですけれども、先ほど市長が説明して、中身の裁判については事務方のほうから説明はなくても全体的、資料はもらっておるんですけれども、その説明もなしにもう質疑ということでよろしいんですか。

○河村　孝議長　総務課長。

○勢力総務課長　南川議員のご質問、今日、本日、事務局から先ほど説明あったように資料のほうは提出させていただきました。両面で１枚、１ページ目、２ページ目にありますが、２ページ目は参考に、以前も一審、二審の判決が出た際には議員の皆様に報告させていただいた案件を再度、ここに詳細に書かせていただきましたので説明済のものでございます。

表の部分で裁判の結果報告というところですが、今回の裁判の報告につきましては、先ほど市長の冒頭に報告があったように、この真ん中の主文から棄却するという旨の報告しかございませんので、改めて報告する内容はここに記載させていただいてあるとおりでございます。よろしくお願いします。

○河村　孝議長　総務課長、放送を見られている市民の方も見えると思うんで、この頂いておる資料で上告審決定概要の主文と理由について読み上げていただいたらどうでしょうか。

総務課長。

○勢力総務課長　読ませていただきます。

上告審決定の概要。

第１　主文。

１、本件上告を棄却する。

２、本件を上告審として受理しない。

３、上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２　理由。

１、上告について。民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法、これ民事訴訟法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２、上告受理申立てについて。本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない、という判決でございます。

以上です。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　ありがとうございます。そういうことで、判決というか上告を棄却された内容というのを確認しましたけれども、ちょっと事務的にもう一度遡って、私、質問させてほしいところが何点かあります。

１つは、今現在、この係争していた控訴中の、以前、資料もらっておる１２４万６，５００平米については、今回のことで菅島町に移ったということで、これまで４２９の６７番地については鳥羽市であったということで、ちょっと大山と東山の全体的な採石場の中で、ほかにどんだけ筆があって面積があるとか、全体像というのは、ちょっと今まで聞いたことがないですもんで、その辺をちょっと分かれば、公図上でもいいですので教えていただきたいなと思います。

○河村　孝議長　寺田課長補佐。

○寺田課長補佐　すみません、全部で今回係争になったのは１５筆あります。通常、鳥羽の、例えば中之郷安楽島から見える採石場を思い描いていただきたいんですけれども、向かって左側が大山、右側を東山地区と呼ん

でおるわけなんですけれども、大山の主要な部分がいわゆる嫁入り財産といわれています鳥羽市の４２９番６７という土地です。その土地を囲むように大きな筆がありまして、それは今回、裁判で一番大きな面積なんですけれども、４２９の１という筆が取り巻いております。ですもんで、大体のイメージなんですけれども、今の採石場は４２９の６７と、それからそれを大きく取り巻く４２９の１という地番がありまして、その周囲にほかの、裁判になっております１４筆がくっついているというようなイメージになっています。

ただ、公図にしても地番図にしても、今回、裁判になっていますとおり、境界や境界位置と、それから筆界が特定されておりませんもんで、ちょっとここでここですというふうにお示しすることができない状況なんですけれども、島の砕石場側、面積でいいますと大体、菅島の面積の約３割が今回の係争地になっているということでご理解いただきたいと思います。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　ありがとうございます。

大体の概略って、本当は図面で公図からでもいいですのでお示しいただけると少し分かるかなと思いますけれども、また後日確認させてください。

続けていいですか。

○河村　孝議長　はい。

○南川則之議員　それと、前回の８月７日の市長が上告をするというときに、私もいろいろ質問させてもらったんですけれども、第二審の判決の内容について、しっかりどんな内容やったかというのを説明してほしいということを質問させてもらいました。そのときに、この上告をするということで説明できないということがあったんですけれども、結果的に棄却されたということで、二審の経過、詳しい内容について、再度説明をお願いしたいと思います。

○河村　孝議長　寺田課長補佐。

○寺田課長補佐　今日お配りさせていただきました全協資料の２ページ目の下のほうをご覧いただきたいんですけれども、二審（控訴審）の概要というところに判決の概要を書かせていただいております。ちょっと読み上げさせていただきますと、本件各土地について――先ほど申し上げました１５筆の土地なんですけれども――そこについて、共有の性質がある入会権があることを認め――その原因としては昭和２９年１０月１０日の時効取得であるという裁判所の判断でした――を認め、控訴人だった菅島町内会へ真正な登記名義回復を原因とする所有権移転登記手続を認めるという内容でした。

概要については、すみません、こういう感じになります。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　もっとちょっと聞きたかったんですけれども、ここではよろしいですわ。

それで、今の言われた判決の中からすると、前回もちょっといろいろ議論が出ておったと思うんですけれども、土地総有権の話の中で、さっき補佐が言われた町内会が土地を占有しているという共有的入会権を時効取得したということで、結果的には菅島町が主張している時効、占有が認められたと、こういう理解でいいですか。

○河村　孝議長　寺田課長補佐。

○寺田課長補佐　はい、結果的には占有が認められて、入会権の時効取得が裁判所によって認容されたということになります。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　市長は冒頭、いろいろ言ってもらいますけれども、ちょっと市長に質問させていただきます。

市長はそのときも、私もいろいろ質問をさせていただきました。その中で、この市長が市の利益ということを言っていただいて、主張していた土地の所有を認められることが市の利益であると、市民の利益だと思っている、それに向かって対処するのが私の役割だということで、今回、棄却されたということで、市長が考えておる市民の利益というのは本当にどうかなというところと、これだけ、長年、裁判をしてきたという責任、これはしっかり感じてもらわないかんと私は思うんですけれども、市長の責任の判断はどう今考えているか教えてください。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　これまでの経緯を考えますと、時効取得になったのは随分前のことになるわけでして、それの長年にわたっての経緯が今回はっきりしたということで、時の市政を預かる私としては、ある節目の責任は感じておりますけれども、全体的にはこれまでの市の、このことに関する取組全てだと思っております。私は、今の節目としては責任を感じております。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　市長、責任を感じておられるということですので、またしっかりと判断していただいて、考えていただきたいなと思います。

少し、副市長に聞きたいんですけれども、先ほどから出ておるこの採石法の話で、県の認可ということで、これ県が認可するということで事業者さんが申請して認可するということで、この意見書という話の中で、今までは副市長、どちらかというと土地を自分のところのもんやといいながら意見をつけておったようなニュアンスというか、対応をしておったというところがあるんですけれども、これからは今までの土地というのが菅島町の土地となったということで、土地を所有権としている部分というところの考え方の意見というのはつけられないと思うんですけれども、その辺の対応というんですか、副市長はどう考えておるか教えてください。

○河村　孝議長　副市長。

○立花副市長　市町村長の意見というのが採石法にございまして、これは問われているのは第３３条の６というところで、都道府県知事は、第３３条の２の認可又は前条第１項の規定による変更の認可に係る処分をするときは市町村長の意見を聞くとともに、これらを処分したときはその旨を当該市町村長に通報しなければならない、こういうのがあって、これは採石法の一番中の部分なんですけれども、周辺に公害を出さないということで、健全な砕石をやるという大前提がございますので、その部分に対して書くのが主文なところであって、私らもその意見、先ほど戸上議員からもございましたけれども、意見もそれに基づいて書いてございます。

それと、土地の部分が主文だとおっしゃいましたが、それはちょっと違いまして、土地の所有者というのは登記名義をもってこれに対抗できるということがございますので、登記者としての部分は一部書かせていただいておりますけれども、前回の認可もそうですけれども、東山の部分に関するものに対する意見でございますので、この３３条に沿って、そういう部分の意見を主に述べさせてもらっていると思っています。

以上でございます。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　当然、採石法、副市長が言われたように第３３条ということで、これは県が許可するということで、意見的には先ほど言うた鳥羽市の意見ということであるんですけれども、何分、私も県にはよく行くんですけれども、市の意向も反映しながら、この許可の状況は確認しておるけれども、ちょっと言葉悪いですけれども、内容というかつっこみ過ぎるところもあるんかなというところの話も聞いたこともあるし、きちっと副市長が今言われたようなところのことを念頭においてしっかりと対応してほしいなというところがありますので、ぜひそういうところも含めて、今後の対応もお願いしたいと思います。

ちょっとほかにようけ聞きたいことがあるんですけれども、最後にしときますけれども、先ほど市長がいろいろ責任を感じておるということで、私も本当にそういう思いはありがたいなと思います。これ、市長が裁判を続けてきた中で、一番のボタンのかけ違えというのは裁判を起こすというところと、町内会自体はしっかりと対応していきたいというところがあって、鳥羽市と協議をしたいというところがあって、この前、８月のとき、町内会長さんが証人として来ていただいて、いろんなことを述べていただいたときも言われたと思います。やっぱり、行政と地元が対話をするというところが絶対必要ではないかと思いますけれども、今後、市長は事務的でも私は対話というか話をしてほしいと思うんですけれども、そういった気持ちがあるのかどうかだけ教えてください。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　どの件の対話ということもあるんですけれども、冒頭申しましたように全てのことを、これからの対応は今後検討していきたいというふうに思っております。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　ありがとうございます。市長、この棄却された中でも、先ほども言われましたけれども、今後の対応は弁護士とも相談の上という、方向を決めたいということがあったと思うんですけれども、私は個人的な意見ですけれども、この裁判に負けるような弁護士を顧問弁護士としておるというところは、本当にどうかなと思いますし、顧問弁護士というか、そういう人もたくさんおりますので、そことまた相談をして、対応を考えるというのはちょっと、私個人的にはどうかなと思うところはあります。そこも含めて、今後しっかりとした、行政としてどうあるべきかというところも含めて対応してほしいなと思いますので、これは私の意見ですけれども。

以上です。

○河村　孝議長　他にございませんか。

山本哲也議員。

○山本哲也議員　かぶるところもありますけれども、ちょっと確認の意味も含めて何点か聞かせていただきたいなと思います。

まず、今回の資料にもつけてもらっていますけれども、この理由のところの１番で、明らかに上記項目に規定する事由に該当しないというふうに書いてあるんですけれども、この明らかにというところ、結構、僕、引っかかっていまして、上告しますよとかというところで議案上げていただいて、それが該当するのかどうなの

かというところの部分もあったかなというふうには思うんですけれども、明らかに事由に該当しないということは、これは普通こういう書き方する、どういうものでもこういう書き方するものなのか、何か、今回は明らかに該当しないからこういう書き方をされておるのか、どっちの感じなんですか。

○河村　孝議長　寺田課長補佐。

○寺田課長補佐　通常の認められない場合の書き方がこういう書き方になっているというふうに思っています。

○河村　孝議長　山本哲也議員。

○山本哲也議員　ありがとうございます。そこを確認したかったのは、あげますよと言うとったものが、そもそも議論に該当するもんじゃなくてとか、一生懸命考えてもろうた結果、該当しないというところで、結果的にこういう書き方になったということの認識でいいということですね。ありがとうございます。

それと、あと先ほど南川議員の質問で、市長も答えてもらいましたけれども、節目の責任は感じておるという言い方やったかなというふうに思います。これもう１個、確認したいのは、これ８月に町内会長さん、参考人として来ていただいたときにしゃべっていただいておったんですけれども、町内会としては、黒木報告書に基づく解決をずっと目指しておるということで、法的手段に頼らず、できればそういう解決を目指したかったということをおっしゃっておられたんですけれども、今回のこの二審の判決とかというところは、結局は町内会側がずっと求めておった報告書に沿った解決方法を求めた結果になったという認識でいいのでしょうか。

○河村　孝議長　寺田課長補佐。

○寺田課長補佐　黒木報告書なんですけれども、黒木報告書には解決策自体は書かれていませんでして、それまでの経緯を踏まえて土地の関係がどうなっておったとか、入会権があるのかどうなのかというのを報告してあるだけですもんで、こういう解決をしなさいというところまでは書かれていなかったと思います。ただ、その中では町内会の共有的入会権を認めるような結論が報告の中にはありましたもんで、そういう意味では今回の判決とは一致していると思うんですけれども、そこに至る考え方、時効取得の考え方というのは必ずしも同じじゃないというふうに認識しています。

○河村　孝議長　山本哲也議員。

○山本哲也議員　ありがとうございます。いろいろと対話を、先ほども言っていただきましたけれども、対話を求めてきた側に、そこがかみ合わずにこういう裁判というところになったんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、結局そこで、結果論になるかもしれないんですけれども、相手側が求めておったようなところで決着がついて、考え方としては裁判費用等々、使わんでいいお金を使ってというところになるんじゃないかなというふうに思うんですね。なので、そこに関してもある程度裁判になってしまったこととかというところで結果論的にいうと、その責任というか、要らん金使ってしもうた部分というのは、僕あるんじゃないかなというふうに思っています。

一般質問で指摘させていただきましたけれども、その対話不足のところ、結果はそうなってくるんじゃないかなというふうに取れるかなと思いますんで、市長、節目の責任と言うことで、長年の解決、長年の問題がたまたま、ひょっとしたら自分の市長のときにこういうふうになってしまったというところは思っておられるのかなと、僕はそういうふうに取ってしまったんですね、その節目という言葉で。解決したんがこのタイミングですけれども、その解決方法として、これで本当によかったのかどうなのかというところは思ってしまうとこ

ろなんですけれども、そこに対する、僕はその節目の責任という言葉でいいのかなというふうには思っています。

以上にしておきます。

○河村　孝議長　答弁求めますか。

○山本哲也議員　あれば、なければいいです。

○河村　孝議長　市長、何かございますか。

市長。

○中村市長　今の質問は上告についてですか、一審、二審もあるんですかね。

○河村　孝議長　山本議員。

○山本哲也議員　上告についてどうのこうのという、そもそもこの裁判になってしまったというところに、僕は対話不足を指摘しておるわけであって、その裁判になったことで多額の費用なり何なり、税金が使われてしまっておるというところなので、しっかり対話ができて、鳥羽市の主張もあったとは思うんですけれども、結果的には相手側が望んでおるというか、相手側が主張しておることが認められているということなので、はなから対話でそこを認めながら進めて来れば、そういう費用を使わずに済んだんじゃないかなというところですね。なので、ある程度そこの対話に乗っかって来ずに、この裁判で費用はたくさんかかった、長年、こんだけの年月がかかってしまったというところも含めて、もっとベストな解決方法があったんじゃないかなというところを思っているところです。

○河村　孝議長　市長。

○中村市長　私なりには市民との対話の中で、市民の意を酌んで裁判を受けたわけですので、どちらが対話が足りなかったのかというのは、やっぱり対話ですので、どっちもどっちだというふうに思うんですけれどもね。私だけが対話が足りていなかったというか、私は市民の多くの声でこれは受けるべきだというふうに考えてさせてもらったわけなので、それに裁判費用が余分にかかったというふうには思わないところでございます。

以上です。

○河村　孝議長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○河村　孝議長　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○河村　孝議長　ないようですので、この件は終了いたします。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

（午前１０時４０分　休憩）

（午前１０時４４分　再開）

○河村　孝議長　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、事項書③ＪＲ鳥羽駅前広場駐輪場整備工事についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

建設課長。

○高村建設課長　建設課、高村です。

今回、報告事項１件、お願いいたします。

今年３月の予算説明でお話しいたしましたＪＲ鳥羽駅前広場の駐輪場の移設につきまして、そのときお話しさせていただいた場所から、少し場所をちょっと変えましたものですから報告させていただきます。

説明は重見のほうからというところで、彼は今年度、建設課に配属となりまして、駐輪場の計画について、彼自身、よりよい場所をということで検討し、ＪＲと協議をしてまいりまして、そこで場所がちょっと決まってまいりましたので、そこの内容についてご説明させていただきます。

○河村　孝議長　重見副室長。

○重見副室長　建設課まちづくり整備室の重見といいます。よろしくお願いいたします。

先ほど、課長の説明にあったとおり、３月の議会で予算をお認めいただいた後に、東海旅客鉄道株式会社さん、ＪＲ東海さんと本市との間で鳥羽駅前広場の管理運営に関する協定書というのを締結しているわけなんですけれども、それに基づいて、この駅前広場の改築等については甲、乙、それぞれで協議して行うものとするとなっていましたので、令和６年５月２４日に濱﨑室長と私で名古屋の会社のほうに訪問させていただきまして、このＪＲ鳥羽駅前広場の移設のよりよい場所はどこに当たるかということをお話しさせていただきました。

今日、お手元に見ていただいている①案、②案があるんですけれども、私ども事務局としては、現在の利用状況と、駅を利用する利用者の利便性を考慮して、②案を採用したい旨を伝えさせていただきました。

その理由なんですけれども、２ページ目に写真をつけさせていただいておりますけれども、まず第一に現況の利用状況になります。見ていただくと印象的に少し駐輪場の枠に対して止められている自転車の数が少ないなというふうな印象があると思うんですけれども、１枚目の平面図のほうに見ていただくと、青文字で現況というところを書かせていただいています。１枠、６連車止めというのがありまして、これが２３基分、自転車の台数にしますと１３８台止められるようになっています。４月１０日から１１日の間に調査させていただきまして、３６台、これは春の始業が始まったときの段階なので、年間を通しても比較的多い時期だと思うんですけれども、それでも１３８基に止められる容量に対して３６基分ということで２６％しか止まっていませんでした。今日の直近でいくと、１１月２９日にも調査、再度させていただきますと１３８基に対して３０基分、２２％ということで、現在の稼働率が３割弱ということが分かりました。

それに対して、①案、②案、どちらがいいのかなということも含めて考えさせていただいたんですけれども、もう１点が駅から駐輪所の間の距離なんですけれども、①案が当初、３月議会にご提案させていただいた案なんですけれども、現況の距離が大体３０メーターから５０メーターに対して、①案ですと９０メーターから１２０メーターと、その差の分だけ遠くなりますよと。ただ、今回、採用させていただきたい案が②案なんですけれども、②案ですと３０メーターから６０メーターと、ほぼ現況と同程度の距離で移動できると。あとは台数なんですけれども、①案はそのまま現況の台数１３８基分全てを移設することができる土地の広さはあるんですけれども、やはりこれ、将来の利用の見込みを見てみると、ダウンサイジングしていくべきだろうというふうな考えも念頭にありまして、現在の利用状況に合わせた施設のダウンサイジングをしようと思うと、②案のほうがよりベストではないかなということです。

あと、歩道の一部に駐輪場を設けさせていただくということで、イメージとしては、写真のほうの左側に上下段、青色の四角い枠をかけたようなところがあるんですけれども、これは縦格子のフェンスのイメージなんですけれども、大体これぐらいの幅で納まります。幅でいくと２．４メーターの幅になるんですけれども、現在の歩道がＡ－Ａ断面、Ｂ－Ｂ断面ということで、ＪＲ鳥羽駅の前から伊勢方面に向かった断面図を書かせていただいています。歩道の幅員が例えば、Ａ－Ａ断面見ていただきますと、現況６．２メーターと非常に通行量に対して余裕があるわけなんですけれども、２．４メーターの駐輪場を差し引いたとしても３．８メーターの幅員があり、歩行通行には支障は生じない、３．８メーターといいますと、国道の歩道が大体３メーターなんですけれども、まだそれよりも広い状態です。Ｂ－Ｂ断面でいきますと、現況、駅舎前通路の部分も含めて６．７メーターあるんですけれども、２．４メーターの駐輪場幅員を差し引いても４．３メーター残るということで、歩行者の通行には支障は生じないだろうということです。

それら総合的に判断させていただいた結果、駅の入り口から最寄りのこの市の所有区分の駅前広場内に移設することが最も適していると判断させていただきました。

今、工事の進捗状況なんですけれども、先日、工事の入札を行わせていただきまして、丸又鉱業株式会社さんと契約を締結させていただいております。１１月１９日から３月３日までの工期なんですけれども、現地着手は年明けの１月より行わせていただき、順調にいけば２月下旬までに完了見込です。その後、現在の自転車駐輪場のほうに駅前交番の工事が入ってくるということで、そのタイミングに合わせた発注予定になっています。

説明としては以上になります。

○河村　孝議長　説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

南川議員。

○南川則之議員　少し教えてください。この移設されるのはいろんなことを考えていただいて、ＪＲとも協議をしていただいたということなんですけれども、この②案のこの車道部分の横に設置というのは、設置場所に、設置の中身については問題ないと思うんですけれども、駐輪場の管理上、今までは中のほうにあったもんで、自転車が倒れてもそういう車道等に影響がなかったと思うんですけれども、そういったことも含めて、この車道の横に隣接するというところで、安全面というところ、その辺は管理上の問題でどのように検討されて、今後していくかというところをひとつ教えてください。

○河村　孝議長　重見副室長。

○重見副室長　ご質問にお答えさせていただきます。

まずは自転車が倒れたとき等の想定なんですけれども、まず駐輪場の車止めを現況のものをそのまま移設で使える状態のものがほとんどなので持っていかせていただきますので、自転車は全て前輪が固定された状態で止まっております。ですので、風等で倒れる心配はないと思っています。

あとは車道側にもフェンスをさせていただきますので、縦格子のフェンスがありますので、それを乗り越えて自転車が飛んでいくことは全く心配ないというふうに思っています。

以上です。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　もう１点教えてほしいんですけれども、この移設、この位置に決定するということで都市計画のそういう変更というんですか、そういう問題というのは全部クリアされておるという理解でよろしいんですか。ちょっと教えてください。

○河村　孝議長　重見副室長。

○重見副室長　ご指摘の都市計画のこの場所は岩崎樋の山線の沿線に付随する駅前広場という形になっているんですけれども、駅前広場の面積が都市計画要件になっているんですけれども、この駐輪場も駅前広場の１つの構造物として見ていますので、それに増減はなく、変更はなしということです。ただ、その利用形態上、ＪＲさんときちんと協議しなければいけないよというのが制約にあったので、それを５月から現在まで行わせていただいておるということです。

○河村　孝議長　南川議員。

○南川則之議員　ありがとうございます。

私からは以上です。

○河村　孝議長　他にございませんか。

山本哲也議員。

○山本哲也議員　ありがとうございます。これ、予算のときに、私、何個か質問させていただいて、利用場所的にどうなのかというところも質問させていただいた上で、今回、こういうふうに変更ということなんですけれども、何でこれが最初に出てこへんだんかなというのが、まず一つあるわけです。もう、予算のときにしっかりＪＲさんとの協議でいかにどうやって使いやすいかという話をして、一発目でもこれ出せたん違うんかなというところがあるんですけれども、その辺はどういうあれなんですか。

○河村　孝議長　重見副室長。

○重見副室長　ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけれども、山本哲也議員と私の思いは同じでして、よりよい場所をのほうを検討すべきだというのが前提なんですけれども、それにはどれぐらいの台数が必要なのかということと、用地的にここの場所に置けるのかという検討が予算議論の間ではできなくて、４月以降にやらせていただいたという結果なんですけれども、そのあたりはご理解いただけるとありがたいです。

○河村　孝議長　山本哲也議員。

○山本哲也議員　ありがとうございます。結果的に、私、こっちのほうが使いやすいんじゃないかなというところなので、結果、こういうふうに変わっていただいたというのは、僕いいことなのかなと思うんですけれども、やっぱり予算の段階であるわけですよね。一応、我々としてはそちらに移すということを認めさせていただいた上で、今回、こういうふうに変更しますということなので、できればやっぱり上げてくる段階で、その辺のしっかりした協議というのはしっかりしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

これ、予算的には認めた予算の範囲内でできる格好、もちろん、ということやと思うんですけれども、増減というか、より安くできるとかそういうのはないんですか。

○河村　孝議長　重見副室長。

○重見副室長　予算を要求させていただいたのは５０６万円の要求をさせていただきまして、設計はそれよりも

低くて、今現在、契約金額は４３７万８，０００円ということで、約７０万円ほどでしょうか下がったんですけれども、設計段階でも面積が減る分、下げられる、圧縮は可能かなというふうなことは思いながら担当させていただいておりました。

以上です。

○河村　孝議長　山本哲也議員。

○山本哲也議員　ありがとうございます。これが一発目で出てくるようなところが一番よかったのかなと思いますけれども、その辺も今後、しっかりと対応していただいて、今回、私としてはいいように変わるんじゃないかなというふうに思っていますんで。

以上でございます。

○河村　孝議長　他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○河村　孝議長　ないようですので、この件は終了いたします。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

（午前１０時５７分　休憩）

（午前１１時０１分　再開）

○河村　孝議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、事項書④新中学校の校名についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長　昨日に続きまして、どうもお時間取らせていただきましてありがとうございます。

今日は新中学校の校名ということで、全員協議会、ご審議のほどお願いしたいと思います。

ご承知のように、鳥羽東中学校ですけれども、開校以来、今年で４５年、来年度４６年ということで、たまたま今年退職を迎えられるうちの課長の中にも鳥羽東中の１期生がいまして、３年生のときに鳥羽東に移ったというふうな経緯がある課長さんも三、四人見えるかなと思うんですけれども、それほど歴史を重ねてきましたけれども、統合計画の中で、とりあえず陸地の学校は１校に集中するということで、今、話も進行中でございますが、差し当たって新しい学校につきましては、名前をまず決めていただくと、それから校歌が決まったりとか、いろんなことが起こってきますので、しょっぱなのを決めていただくことが学校名ということでございました。その経緯と校名の候補につきまして、課長のほうから説明をしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○河村　孝議長　教委総務課長。

○岡本教委総務課長　教育委員会総務課の岡本でございます。よろしくお願いします。

今回は、加茂中学校と鳥羽東中学校の学校統合再編で、令和８年４月から新たな中学校として生まれ変わる、校名が、最終候補が決定したということでその報告をさせていただきます。

事前にお配りさせていただきました資料をお願いいたします。

結論から申し上げますと、資料の上のほうに書かせていただいております鳥羽市立鳥羽中央中学校を最終候補として選定させていただきました。

これに至った経緯でございます。資料の校名の下のほう、本年７月２日に鳥羽東中学校、加茂中学校の両校の教員またＰＴＡの代表、それぞれの学区にあります学校運営協議会の代表者など１５名で鳥羽市立新中学校設立準備会を設置いたしました。この準備会の下には校名、校歌、校章について検討します総務部会、校則などを協議します学校運営部会、学校通学路等について検討します通学路の安全部会の３部会を設置いたしまして、現在もそれぞれ検討、協議をしております。

事前に議員の皆様にもお知らせさせていただきましたけれども、８月１日から８月３１日の１か月間で校名を募集させていただきました。その結果、資料２にもありますように１６２件、７９種類の提案をいただきました。このいただいた提案をベースに、９月１９日に総務部会にて１１点、次の９月２４日に鳥羽東中学校と加茂中学校の生徒会の皆さん８名でさらに４点に絞り込んでいただきました。この資料１の下のほうにグレー地の枠があるんですけれども、それが生徒が選んだ４つの校名候補とその理由を示させていただいております。さらに、その４点を１０月３１日に総務部会と生徒たちでもう一回話し合って、最終候補の１点に決めさせていただきました。その後、１１月２０日にもう一度、設立準備会総会で校名候補の承認をいただいて、１１月２９日の第１１回定例教育委員会にて、新中学校の校名候補を報告させていただきました。

今後は候補をホームページに、校名にご協力いただいたお礼も兼ねまして、校名の最終候補が決定したことをお知らせしたいと思います。

そのほかの事務といたしましては、また次に校章とか、校歌も決めていくことから、あと鳥羽市学校設置条例等の例規の整備にも取り組みたいと考えております。

簡単でございますけれども、以上、新中学校の校名についての説明とさせていただきます。

○河村　孝議長　説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

戸上議員。

○戸上　健議員　２点、お聞きします。

生徒代表８人で、１１候補から４候補に絞ったということでした。それで生徒代表８人が、全校生徒、加茂中と東中の生徒の意見というのはどういうふうに集約したんでしょうか、反映したんでしょうか。

○河村　孝議長　教育長。

○小竹教育長　ご承知のように子ども条例が昨年度できまして、子供の意見、表明権というのを重視しなければいけないというふうに決められたところでございますので、最大限、生徒の意見を聞くというスタンスは持っておりました。

まず、この校名の募集の中にも積極的に生徒あるいは児童の意見一人一人に応募してもらいまして、この中でも随分、児童生徒の意見は入っております。

あと、生徒代表の４名ですけれども、加茂中学校の生徒会の役員４名と鳥羽東中学校の役員４名、合わせて８名ですけれども、ここの代表が各学校の意見の集約の仕方については、こちらは承知しておりませんけれど

も、学校代表してもらう形で８名がこの下に書いてあります四つに絞ってさらにそこから話し合うというプロセスを組んだというふうなことでございます。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　８名の代表の権限というのが託されたのか分かりませんけれども、その８人のそれぞれの中学校の４人が各クラスに出向いて、クラスでこういう意見交換すると、いろんな声を集めるというふうなことがあったんでしょうか。それとも、もうその４人の思いに任されたということなんでしょうか。

○河村　孝議長　教育長。

○小竹教育長　加茂中学校、鳥羽東中学校、それぞれスタンスが違うと思いますけれども、私ども、ちょっとそこまでは承知しておりません。申し訳ございません。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　教育長がおっしゃったように、子供たちの意見表明権、子どもの権利条約でもそれはうたわれております。そこは非常に重きを置かなきゃいかんというふうに僕も思います。自分たちの名前を自分たちで決めると、自分たちが意見を言うというのは当然のことだというふうに思うんです。中学生もそうですけれども、これから中学生になる市内の小学生、６年生、５年生、４年生ぐらいの高学年の意見というのは、それは取られたんでしょうか、取られていないんでしょうか。

○河村　孝議長　教育総務課長。

○岡本教委総務課長　この１６２件の募集の中にはもちろん小学生の意見もございます。

以上でございます。

○戸上　健議員　そうですか。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　意見もあるということですけれども、それはもう一般的に募集して、各学校に例えば、安楽島小学校、鳥羽小学校に教育委員会から出向いて、新しい、あなたたちが通う新中学校、この校名を募集するんだと、ぜひ、あなたたちがこういう学校名の学校に通いたいというのがあれば反映してほしいとか、そういうアクションはあったんでしょうか。それとも、自然成長に任されたんでしょうか。新中学校の校名は募集しているからというので、それにも意識がある小学校高学年は募集に応じたけれどもということなんでしょうか。

○河村　孝議長　教委総務課長。

○岡本教委総務課長　今回の校名募集に関しましては、学校も経由をしながら、学校からも子供たちに促してもらいながら進めたところもありますので。

○戸上　健議員　小学校か。

○岡本教委総務課長　小学校も、はい。よろしいでしょうか。

以上です。

○戸上　健議員　分かりました。

以上です。

○河村　孝議長　他にございませんか。

○濱口正久議員　１点いいですか。

○河村　孝議長　副議長。

○濱口正久議員　すみません、１点。

今回、この７９種類の中から子供たちの意見を尊重していただいて、ありがとうございました。

ほんで最終的に、この４点までは子供たちが決めてきたという説明でよかったんですよね、これ。ですよね、これ。

○河村　孝議長　教委総務課長。

○岡本教委総務課長　すみません。まず、総務部会のほうで１１点に絞って、その１１点から、また子供たちが検討したという流れです。

以上です。

○河村　孝議長　副議長。

○濱口正久議員　ありがとうございます。１１点の中から子供たちが、最終４点で、この中から決めてくださいということだったと思うんです。そこまでしっかりと子供たちの意見を尊重していただいたことはすごく感謝したいなと思います。

その一つ、その中で、子供たちが意見を出して、４点絞ったところ、多分、総務部会の委員会と決めていただいたと思うんですけれども、子供たちのこの中の４点の中でこれがいいんじゃないかという一番人気があったと思うんですけれども、それと、これ最終的に決まったのというのが、これイコールやったんでしょうか。

○河村　孝議長　教育長。

○小竹教育長　ここの写真がございますけれども、それぞれの１１点から四つに絞ったときの意見を表明してもらっているところです。

最終的に、鳥羽湊星中学校と鳥羽中央中学校の二つに子供たちの票が集中しまして、ほぼ同点だったんです。時間もございますので、その後、二つで、後は総務部会のほうに任せてもらってよろしいかということで、生徒のほうに了解をいただきまして、半々でしたので、時間が来ましたので生徒に帰ってもらって、その後、総務部会のほうでこの二つのうちの一つ、鳥羽中央という名前に、最終的に候補を絞ったという経緯でございます。

○河村　孝議長　濱口副議長。

○濱口正久議員　ありがとうございます。最後までしっかりと子供たちのそういう意見を尊重していただいたということにつながったと思います。ありがとうございました。

○河村　孝議長　他にございませんか。

世古雅人議員。

○世古雅人議員　１点だけ、ちょっと確認で。準備組織の準備委員会ですか、この組織の準備会というのはメンバー的なところはここに、資料の中に記載されておるんですけれども、先ほどから出てくる総務部会というのはこの中からなんですか、どういうメンバーで構成されているのかなと、私ちょっと聞き逃したのかあれなんですけれども、総務部会が……

○河村　孝議長　寺本課長補佐。

○寺本課長補佐　教育委員会総務課の寺本です。よろしくお願いします。

総務部会は設立準備会の委員の中から、中学校の校長とかＰＴＡ、あと鳥羽小の委員とか、その中から構成されている形になります。

○河村　孝議長　世古雅人議員。

○世古雅人議員　ありがとうございます。大体、そういうメンバーかなと思ったんですけれども、ちょっと資料の中にどういう内容がちょっとなかったので、ありがとうございます。

○河村　孝議長　他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○河村　孝議長　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○河村　孝議長　ないようでございますので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして、全員協議会を散会いたします。

（午前１１時１４分　散会）

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和６年１２月６日

鳥羽市議会議長　　河　村　　孝